

雇児保発 1 2 1 2 第 2 号
社援基発 1 2 1 2 第 3 号
平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日

都道府県
各 指定都市 民生部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

社会・援護局福祉基盤課長

社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について（通知）

子ども・子育て支援新制度において、新たに児童福祉法に位置づけられる小規模保育事業（利用定員が 10 人以上であるものに限る。）については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する第 2 種社会福祉事業として位置づけられることとされており、社会福祉法人が社会福祉事業を行う場合、その事業の特性上、安定的、継続的に行う必要があることから、原則として、直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることとしている。

しかし、小規模保育事業については、地域の実情に応じて多様な保育ニーズにきめ細かく対応することを目的としている事業であり、土地等の確保が難しい都市部においても着実に事業を実施し、待機児童の解消等の喫緊の課題に対応する必要があること等から、現行の保育所の取扱いを踏まえ、下記のとおりとするので、貴職において適切に配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 社会福祉法人が営む小規模保育事業（利用定員が 10 人以上であるものに限る。）については、保育所と同様に、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）第 1 の 1 及び 2 に準じた取扱

いとすること。

2. この通知は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。